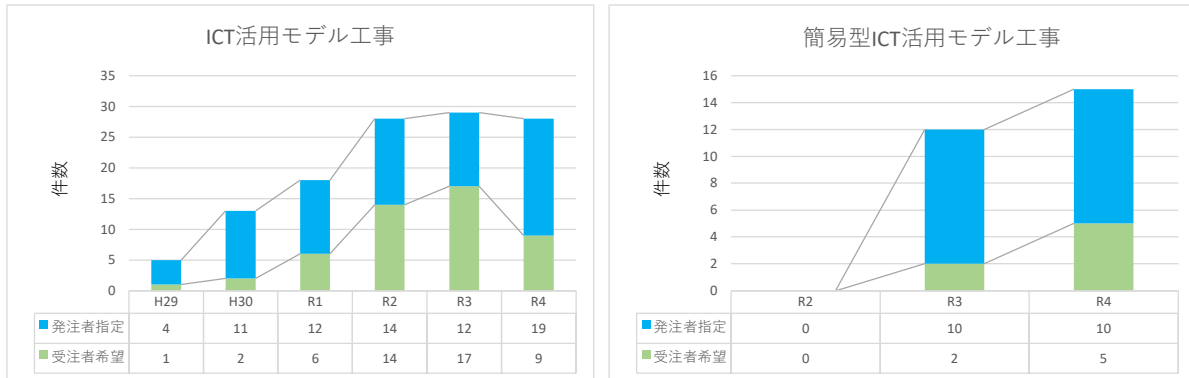


# 令和6年度土木工事等における各モデル工事等の発注・取組方針について

## 1 ICT活用モデル工事・簡易型ICT活用モデル工事

### (1) 現状

○ 本モデル工事の実施状況は以下のとおりである。



### (2) 令和6年度の発注方針

#### ① 建設部所管事業

○ ICT土工については以下のとおり、一般土木A級に発注する土工量3,000m<sup>3</sup>以上の場合は、原則、発注者指定型を適用するものとする。

また、ICT舗装工については以下のとおり、舗装A級または一般土木A級に発注する舗装（路盤）面積3,000m<sup>2</sup>以上の場合は、原則、発注者指定型で発注することとする。

ただし、災害復旧工事等のICT施工等の費用計上が認められない事業は除く。

表-1 ICT土工、ICT舗装工

工種	等級	土工量（舗装面積）		
		3,000m <sup>3</sup> (m <sup>2</sup> )未満	3,000m <sup>3</sup> (m <sup>2</sup> )以上 5,000m <sup>3</sup> (m <sup>2</sup> )未満	5,000m <sup>3</sup> (m <sup>2</sup> )以上
土工 (一般土木)	A級	受注者希望型	発注者指定型 (簡易型ICT)	発注者指定型 (ICT)
	B級	受注者希望型		
	C級			
舗装工 (一般土木 または舗装)	A級	受注者希望型	発注者指定型 (簡易型ICT)	発注者指定型 (ICT)
	B級	受注者希望型		
	C級			

※ 施工箇所が点在する場合は、発注単位でなく、個別の施工箇所の土工量で判断する。

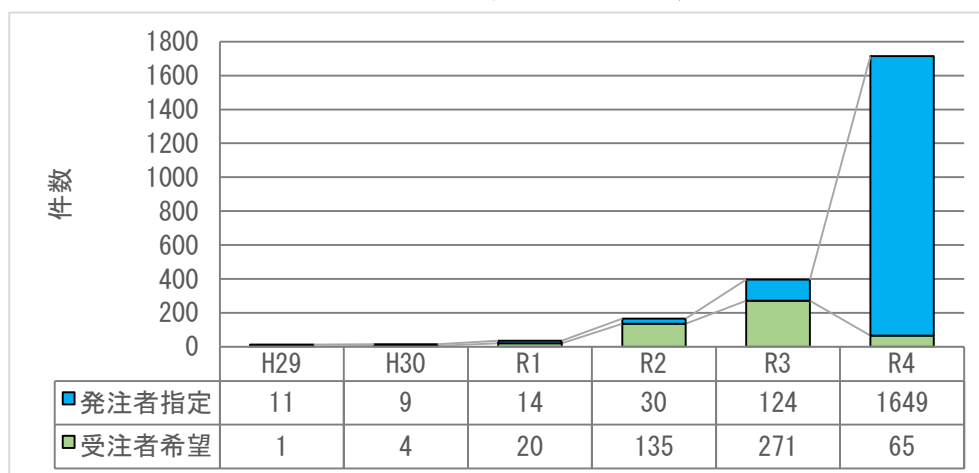
○ 土工、舗装工以外は、従来どおり規模の大きい案件を発注者指定型で発注する。

- 発注者指定型以外は、基本的に受注者希望型により発注する。
- ICT構造物工（橋脚・橋台）については、受注者希望型での発注を基本とする。なお、令和5年度中に当該工種を発注者指定型として発注した未着手の工事において、ICT活用による効果が見られないと判断される場合は柔軟に対応すること。

## 2 週休2日制工事

### (1) 現状

- 週休2日制（モデル）工事の実施状況（予定も含む）は以下のとおりである。



※ R4年度の受注者希望型件数は、R3年度公告工事のうち、R4年度に受注者が希望し、協議が整った工事件数

### (2) 令和6年度の発注方針（建設部・農林水産部所管事業 共通）

- 原則全ての工事で週休2日制工事（発注者指定型）を実施するものとする。  
なお、週休2日制工事の対象外については、各部課の運用によるものとする。
- 全ての工事で、当初積算時に4週8休達成を前提とした補正を行い、現場閉所の達成状況に応じて見直しを行う。

### (3) 今後の取扱い（令和6年度主な改正）

#### ① 実施区分の見直し（共通）

週休2日の「質の向上」の拡大などの働き方改革を推進させるため、週休2日制工事の実施区分（定義）を見直しする。（令和6年10月改正予定）

#### ② 積算における補正係数の見直し

##### ア 建設部所管事業

国の改正に伴い、月単位の週休2日を推進するため、月単位の週休2日の補正係数を新設するとともに、工期全体（通期）の補正係数についても見直しする。（令和6年10月改正予定）

## イ 農林水産部所管事業

国の改正に伴い、工期全体（通期）の補正係数について見直しする。

（令和6年10月改正予定）

### ③ 工事成績評定の加減点について（共通）

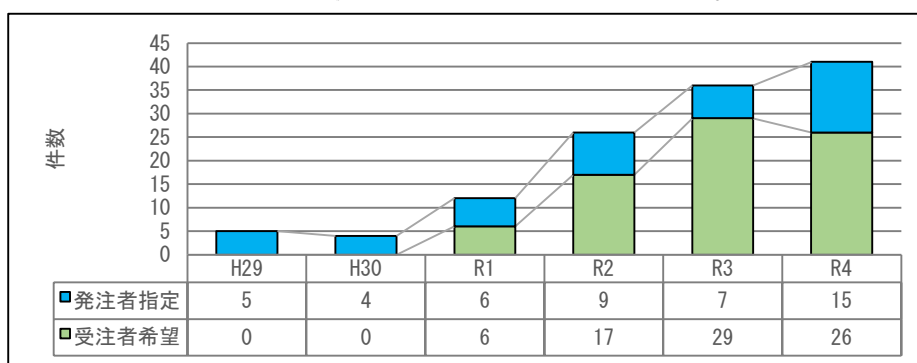
国の改正に伴い、工事成績評定の加減点を見直しする。

（令和6年10月改正予定）

## 3 女性技術者活躍モデル工事

### (1) 現状

- 本モデル工事の実施状況は以下のとおりである。



### (2) 令和6年度の発注方針

女性技術者の人数及び在籍企業数は地区によって偏りがあるため、実態を考慮し、取組を更に推進する。

ただし、災害復旧工事等の快適トイレの費用計上が認められない事業は除く。

#### ① 建設部所管事業

- 主に受注者希望型による運用とし、鹿角・北秋田・山本・秋田地域振興局は発注者指定型を1件以上、由利・平鹿・雄勝地域振興局は発注者指定型を2件以上、仙北地域振興局は発注者指定型を3件以上とする。

#### ② 農林水産部所管事業

- 主に受注者希望型による運用とし県北（鹿角・北秋田・山本地域振興局）は発注者指定型を1件以上、県央（秋田・由利地域振興局）及び県南（仙北・平鹿・雄勝地域振興局）は発注指定型を3件以上とする。

## 4 遠隔臨場

### (1) 令和6年度の取組方針

#### ① 建設部所管事業

以下に該当する場合は遠隔臨場の実施を原則とする。ただし、発注者が遠隔臨場による効果が期待できないと判断した場合は、発注時及び受注後協議により適用を除外できる。

- 予定価格が4千万円以上の一般土木及び2千万円以上の舗装工事
- 当初設計にてボーリング調査を5孔以上実施する地質調査業務